

プロジェクト
令和7年度「スローライフ京都」大作戦推進業務
業務委託仕様書

1 業務の概要

(1) 業務の名称

令和7年度「スローライフ京都」^{プロジェクト}大作戦推進業務

(2) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(3) 業務の目的

本市では「歩くまち・京都」総合交通戦略2021の3つの柱の一つである「ライフスタイル」の取組として、過度なクルマ利用を控え、徒歩や公共交通による移動を優先するよう、自発的な交通行動の変化を促すモビリティ・マネジメント（以下「MM」という。）を「スローライフ京都」^{プロジェクト}大作戦として推進しており、市民のライフスタイルの中で交通行動の変化を意識付けるため、あらゆる機会を捉え、重層的・複合的に、公共交通利用の動機付けとなる情報提供や啓発等によるMMを実施している。本業務は、「スローライフ京都」^{プロジェクト}大作戦を確実に効果的に推進するために必要な業務を実施するものである。

(4) 業務内容（提案要請内容）

ア 地域と連携したMM

地域団体等が主体となって、各区役所・支所と連携のうえ実施するMMの取組を支援すること。支援額は、本業務の委託料の中で、一団体当たり新規事業30万円、継続事業10万円とすることを予定している。

なお、令和6年度は9地域の取組を支援しており、令和7年度は10地域程度を想定している。

また、バス路線の維持に向けた新たな支援として、別途、バス事業者等が主体となって実施するMMの取組に対して、その必要経費の一部を支援する予定であり、本業務とも連動させながら、公共交通の利用促進を図っていくこととしている。

イ 教育現場と連携したMM

中学校等の授業（※）において、生徒に「人と公共交通優先のまちづくり」を考えてもらう「歩くまち・京都」学習を効果的に盛り込むことを目的として、以下の業務に取り組むこと。

※ 令和7～10年度に京都市立中学校で使用する社会科（地理）の教科書「社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土（帝国書院）」には、「地域の在り方（京都市の交通）」が掲載されている。この単元は、2年3学期（後期）に学習するものであり、生徒が主体的に課題を追究・解決するものである。

- ・ 地域の交通課題に関する教育に興味を持つ有志の教員が参画する勉強会を、4回程度、原則、午後6時以降に市役所等の会議室で開催すること。

なお、受託者は、本市・各出席者と連携のうえ、同勉強会の資料作成及び当日の運営等を行うとともに、各出席者の勉強会出席に係る交通費を支出すること。

- ・ 同勉強会の協議内容を踏まえながら、授業モデルの作成補助、授業で使用する教材作成及びデータ収集を行うこと。

なお、授業モデルの作成及び授業の実施等に必要な教材費等を支出すること。

- ・ 授業実施に係るアンケート（令和6年度作成）について、集計及び分析等を行うこと。

ウ 新たな対象者に向けたMM

上記ア及びイとは別の新たな対象者に向けた効果的なMM施策（2～3施策）を、本市と協議のうえ実施すること。

なお、MM施策は次の内容を含むこととし、具体化を図ったうえで提案内容に盛り込むものとする。

- ・ 市内の各大学と連携し、バスをテーマにした写真を掲載したデジタルフォトマップを学生が作成する企画を実施するとともに、優秀な作品についてはコンテストにより発表するなど効果的に情報発信を行うこと。
- ・ 交通事業者等と連携し、路線バスのお試し利用券などの配布を通じて、小学生やその保護者等が乗車体験できる、本市観光施策とも連動させた参加型キャンペーンを実施すること。

エ その他

上記ア～ウ以外で、本業務の遂行に関し必要な取組については、本市と協議のうえ、本市の指示に基づき実施すること。

2 委託業務の進行等

（１）業務の打合せ

業務の打合せは必要に応じて適宜行うものとするが、委託者の指示により、業務の主要な段階においては、管理技術者が出席するものとする。

（２）進捗状況の報告

受託者は、業務進捗状況その他必要事項について、適宜、本市へ報告を行うこととする。

（３）協議事項

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行に当たり疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議によりその解決を図るものとする。

（４）成果品

- | | |
|--------------------|-----|
| ア 報告書（A4判：簡易製本） | 2 部 |
| イ 電子成果品（電子媒体CD-R等） | 1 部 |

3 その他

（１）秘密保持義務

本委託業務によって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

（２）個人情報の保護

個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

（３）著作権の取扱い

円滑な事業の実施及び成果の普及を図るため、本委託業務により生じた著作権については、原則として本市に帰属させるものとする。ただし、事前に書面による本市の同意を得た場合はこの限りでない。